

2012年1月 10日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳) 2011年12月

Contents

税務法規

1. ホテル業及び飲食業に従事する納税者による食品販売の税務上の取扱に関する公告
2. 来料加工企業の法人化における輸入設備に係る税務上の取扱に関する通達
3. その他の通達

商務法規

1. デット・エクイティ・スワップ登記管理弁法
2. その他の通達

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2011年12月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2011年12月 12日 第2011029号
- ▶ 2011年12月 16日 第2011030号
- ▶ 2011年12月 23日 第2011031号
- ▶ 2011年12月 30日 第2011032号

Japan Business Servicesグループで、2011年12月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. ホテル業及び飲食業に従事する納税者による食品販売の税務上の取扱に関する公告(国家税務総局公告[2011]62号)

概要

ホテル業及び飲食業に従事する納税者がその場で消費されない食品の販売を行う場合、営業税ではなく増値税を徴収する。施行日は2012年1月1日。国税発[1996]202号及び国税函[1996]261号は同日に廃止。

なお、増値税暫定条例実施細則第29条の要件を満たす場合は、小規模納税者として増値税を納付することができる。

所見

62号通達は飲料・食品のテイクアウトにかかる売上高については、増値税を徴収することを強調した。通常ホテル業及び飲食業の営業収入は営業税の課税対象であるため、これによって納税者は増値税と営業税を両方納税することになる。飲食業の納税者(主にテイクアウトが大部分の営業収入を占める納税者)にとっては、この通達は良いニュースかもしれない。なぜなら、従来は営業税のみを納付し、仕入税額を控除できなかったが、当通達により仕入税額の一部が控除できるようになった。増値税の課税対象となる収入と営業税の課税対象となる収入は区分計上する必要がある。

関連法規

- ▶ 飲食業に対する流通税の課税に関する通達(国税発[1996]202号)
- ▶ 調理品に対する流通税の課税に関する通達(国税函[1996]261号)

2. 来料加工企業の法人化における輸入設備に係る税務上の取扱に関する通達(財関税[2011]66号)

概要

来料加工企業の法人化に関して、以下の優遇措置を規定する。

- ▶ 2011年7月1日から2012年12月31日までに外国投資者が法人格を備えていない来料加工企業に無償貸与した設備の全てを出資に充てて法人企業を設立する場合、あるいは2009年7月1日から2012年12月31日までに無償貸与設備の全てを自らが出資している設立済みの他の法人企業への追加出資に充てる場合、2008年12月31日以前に当該無償貸与設備について加工貿易通関手帳登録を、2009年6月30日以前に輸入申告をそれぞれ行い、かつ税関監督期間が解除されていない設備について、関税及び増値税の追徴を免除する。

- ▶ 2008年9月9日から2009年6月30日までに法人格を備えていない来料加工企業を法人格を有する企業にすでに転換している場合、出資物として当該法人企業に移転された税関監督期間中の無償貸与設備について、関税及び増値税の追徴を免除する。

なお、税関監督期間の経過計算は継続できる。

3. その他の通達

- ▶ 資源税暫行条例実施細則(2011)(財政部令[2011]66号)
- ▶ 『増値税暫行条例実施細則』及び『営業税暫行条例実施細則』の改正に関する決定(財政部令[2011]65号)
- ▶ 『「第12次5カ年計画」における納税サービス発展計画』の公布に関する通達(国税発[2011]78号)
- ▶ 2011年度全国企業所得税税源調査の実施に関する通達(財税[2011]40号)
- ▶ 不動産評価技術を利用した未販売不動産に係る取引税の徴収に関する通達(財税[2011]61号)
- ▶ 『営業税から増値税への変更の試行方案』の公布に関する通達(財税[2011]110号)
- ▶ 上海市における交通運輸業及び一部の先進的サービス業に対する課税税目の営業税から増値税への変更の試行に関する通達(財税[2011]111号)
- ▶ 集積回路製造企業の設備購入に係る増値税の期末未控除額の還付に関する通達(財税[2011]107号)
- ▶ 増値税の即徴収・即還付の調整の関連問題に関する通達(国家税務総局公告[2011]60号)
- ▶ 資源総合利用製品・サービスに係る増値税の取扱いの調整に関する通達(財税[2011]115号)
- ▶ 『輸出時税還付の審査における重要情報の管理方法』の公布に関する通達(国税発[2011]22号)
- ▶ 他の企業・個人による鉱物資源の開発への労務提供に関連する貨物及び労務に係る税務上の取扱いに関する通達(国家税務総局公告[2011]56号)
- ▶ 『中国・マカオ租税協定』第二議定書の発効に関する公告(国家税務総局公告[2011]58号)
- ▶ 『中国・シリア租税条約』の発効に関する公告(国家税務総局公告[2011]59号)
- ▶ 『資源税に係る若干の問題に関する規定』の改定に関する公告(国家税務総局公告[2011]63号)
- ▶ 熱供給企業の増値税・不動産税・都市土地使用税に係る優遇措置の継続に関する通達(財税[2011]118号)
- ▶ 障害者を雇用する企業による複数の増値税の優遇措置の享受の可否に関する公告(国家税務総局[2011]61号)
- ▶ 上海市での営業税から増値税への変更の試行における一般納税者資格の認定に関する公告(国家税務総局公告[2011]65号)
- ▶ 車船税法实施条例(国务院令611号)
- ▶ 船舶従量税暫行条例(国务院令610号)
- ▶ 増値税の「即徴収・即還付」と「免除・控除・還付」の同時適用に関する公告(国家税務総局公告[2011]69号)

商法法規

1. デット・エクイティ・スワップ登記管理弁法(国家工商行政管理总局令[2011]57号)

概要

デット・エクイティ・スワップについて規定する。施行日は2012年1月1日。

デット・エクイティ・スワップの定義

デット・エクイティ・スワップとは、中国国内に設立された有限責任公司又は株式有限公司(以下、「対象企業」と略称)に対する債権を株式に転換して、対象企業の登録資本金を増加させることを指す。

債務の範囲

資本化が認められる債務は以下の3種類。

- ▶ 営業期間中に対象企業が債権者と間で締結した契約から生じた債務(債権者が債権に対応する契約義務を遂行し、かつ法律、行政法規、国务院決定又は定款上の禁止事項に違反しない場合)
- ▶ 裁判所の確認を受けた債務
- ▶ 倒産後の再編又は和解期間中に裁判所の承認を得た再編計画又は和解協議に含まれる債務

会社法により、債権は非貨幣性資産に該当し、転換後の出資額とその他の非貨幣性資産による出資額の合計額が対象企業の登録資本金の70%を超えてはならない。

手続

デット・エクイティ・スワップの実施には以下の手続が必要となる。

- ▶ 資格を有する資産評価機関による債権の評価
- ▶ 資格を有する验资機関による验资
- ▶ 地方工商部門に対する登録資本金及び払込済資本金の増加の申請

所見

デット・エクイティ・スワップは決して新しい手法ではなく、1990年代の国有企業改革時に既に利用されていた(金融資産管理企業を設立して不良債権となっていた国有企業に対する貸付を承継させ、その株式化を行った)。

当管理弁法の公布以前に、北京、上海、天津等ではデット・エクイティ・スワップに関する管理規定が定められていた。これらの地方規定は内資企業のみが適用対象となっているため、当管理弁法に合わせた改正が行われると思われる。

デット・エクイティ・スワップは公正価値原則に従う必要があるため、特殊再編の要件を満たしていないならば、一定の税負担が生じる可能性がある。

2. その他の通達

- ▶ 貨物貿易外貨管理制度改革の試行の関連問題に関する通達(匯発[2011]39号)
- ▶ 『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン(銀行・企業版)』及び関連事項に関する通達(匯発[2011]40号)
- ▶ 『証券会社直接投資業務監督ガイドライン』の規定の実施に関する通達
- ▶ 合併・分割の登記及び企業再編の推進に関する意見(工商企字[2011]226号)
- ▶ 『「第12次5カ年計画」におけるサービス貿易発展計画』の公布に関する通達(商服貿発[2011]340号)
- ▶ 外商投資性企業に対する管理の改善に関する通達(商資函[2011]1078号)
- ▶ 『中国・香港経済貿易緊密化協定』第8補充協議書

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務
kiyoko.enatsu@cn.ey.com +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 監査
sharry.qu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査
yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com +86-21-2228-2718

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

氏原 基喜 税務・移転価格
michael.ujihara@cn.ey.com +86-755-2238-5651

香港

| | | |
|--|----|----------------|
| 重富 由香 | 監査 | |
| yuka.shigetomi@hk.ey.com | | +852-2629-3907 |
| 北濱 聡 | 金融 | |
| satoshi.kitahama@hk.ey.com | | +852-2846-9700 |
| 中野 強 | 監査 | |
| tsuyoshi.nakano@hk.ey.com | | +852-2629-3031 |
| 桑原 宏長 | 監査 | |
| hironaga.kuwahara@hk.ey.com | | +852-2629-3902 |

東京

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

| | | |
|--|---------|-----------------|
| 笠原 健司 | 税務・移転価格 | |
| kenji.kasahara@jp.ey.com | | +81-3-3506-2396 |
| 斎藤 正浩 | 税務 | |
| masahiro.saito@jp.ey.com | | +81-3-3506-1282 |
| 崔 虹 | 税務 | |
| hong.cui@jp.ey.com | | +81-3-3506-2245 |

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

| | | |
|--|----------|-----------------|
| 福井 修 | 中国ビジネス一般 | |
| fukui-sm@shinnihon.or.jp | | +81-3-3503-1420 |
| 帯川 海 | 中国ビジネス一般 | |
| obikawa-k@shinnihon.or.jp | | +81-3-3503-1420 |
| 松尾 和弘 | 中国ビジネス一般 | |
| matsuo-kzhr@shinnihon.or.jp | | +81-3-3503-1131 |

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001608

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china